

◎新潟県告示第707号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成25年5月17日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

名 称	所 在 地	変更事項	旧	新	変更年月日
にいがた調剤薬局 高田	上越市とよば 2番地	住所の 表示	上越市大字樋場高 台151番地	上越市とよば2番地	平成25年1月18 日
みらい とよば薬局	上越市とよば 4番地	住所の 表示	上越市大字樋場151 番地1－3	上越市とよば4番地	平成25年1月19 日
いなり調剤薬局	十日町市稻荷 町3丁目5番 地2	住所の 表示	十日町市稻荷町3丁 目日本通り	十日町市稻荷町3丁 目5番地2	平成25年1月26 日
医療法人社団 萌気 会 萌気園訪問看護 ステーション「ゆい ま～る」	南魚沼市二日 町212番地1	住所	南魚沼市浦佐330番 地5	南魚沼市二日町212 番地1	平成24年12月1 日